

平成30年 2 月 2 3 日提出

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和39年条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第5条」を「第5条」に、「～第10条」を「第10条」に、「～第14条」を「第14条」に改める。

第2条中「5,338人」を「4,800人」に改める。

第6条の2第1項中「団員が」の次に「任務（水火災その他非常災害の現場に出動して行うものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に非常勤の消防団員が同項に規定する業務に従事した場合について適用する。

（提出理由）

消防団員の定員を変更するとともに、費用弁償の支給の対象となる業務を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。